

第 1-1 号様式

広告掲載取扱要領

「元離宮二条城ホームページ」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	元離宮二条城ホームページ（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語） ※ホームページは、バナー広告掲載開始日以降（平成 31 年 4 月 1 日）、平成 31 年 3 月現在のものからリニューアルされます。
	ホームページアドレス	<平成 31 年 3 月末（予定）まで> http://www2.city.kyoto.lg.jp/bunshi/nijojo/index.html <平成 31 年 4 月以降> https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/
	ホームページの内容	元離宮二条城の概要、お知らせ、イベント情報等を発信しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約 36,000 件（平成 24 年 9 月から平成 31 年 1 月までの平均（日本語及び英語ホームページの合計）。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。また、ホームページについては平成 31 年 4 月からリニューアルされるため、月間アクセス件数が変動する可能性があります。）
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部（個別の掲載位置は指定できません。）
	広告データ	縦 156 ピクセル×横 294 ピクセル ファイル形式は、GIF（画像に変化、移動のないもの。アニメ不可、透過型不可）又は JPEG データ容量は、1 バナーにつき 20 キロバイト以内
	枠数	各言語のホームページごとに 12 枠（合計 60 枠） ※1 枠から応募できます。
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ ALT 属性は自由に設定することができます。 ・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 複数言語でバナー広告掲載を希望する場合、当該言語に合わせて、バナー広告画像を変更することは可能です。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。
掲載条件	広告料金（税込み）	月額 5,000 円/枠
	広告掲載期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間中、各月の初日から 1 箇月を単位とした任意の期間を指定できます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の 1 週間前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は契約者において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規定 （必ずお読みください）	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし

申込 手 続 等	申込資格	<p>契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。 (http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)</p>
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載申込書（第3号様式）をダウンロードし、掲載を希望するホームページの言語名（日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語）など必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 (持参、ファックス又は郵送) ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を広告掲載申込書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込期間	<p>平成31年3月1日（金）から全枠決定するまで。 書類の受付は、午前9時から午後5時まで行います。</p>
	広告掲載者の決定方法	<p>京都市広告事業実施要綱等の関係規定に基づき、審査を行ったうえ、先着順で決定します。</p>
そ の 他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告申込みにあたっては、掲載を希望するホームページ言語名（日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語）を広告掲載申込書（第3号様式）の備考欄に必ず記載してください。なお、複数の言語ホームページでバナー広告掲載を希望する場合は、当該枠ごとに広告料金を納めて頂く必要があります。(例：英語と日本語のホームページで広告掲載を希望する場合は月額10,000円) ・ 広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。契約については、契約書、個別仕様書、京都市契約事務規則及び関係法令に定めるところに従ってください。詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告データについては、事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります）。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。(差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。)ただし、差し替えは原則として各月の初日においてのみ可能とし、月の途中からの差し替えはできません。 ・ 掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。

	お申込・お問合せ先	京都市元離宮二条城事務所（担当：安原） 〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町 電話番号 075-841-0096 FAX番号 075-802-6181 Eメール nijoho@city.kyoto.lg.jp
--	-----------	--

(あて先) 京都市長

広 告 掲 載 申 込 書

京都市広告事業実施要綱及び京都市広告掲載基準の規定に同意し、京都市が募集する広告媒体への広告掲載を申し込みます。なお、京都市税、水道料金及び下水道使用料の滞納はありません。

申 込 者	住 所	〒 -
	名 称	
	代表者職, 氏名	
	担 当 者 部 署 名, 氏 名	
	連 絡 先 TEL, FAX, e-mail	
	業 種	
	競争入札参加資格	有 ・ 無 (無の場合は必要に応じ別に指定する添付書類を提出のこと)
希 望 広 告 媒 体	広告媒体の名称	
	掲 載 希 望 箇 所 掲 載 希 望 期 間 等	
広 告 の 内 容		
備 考		

よろしければ、下記にも御記入ください。

広告募集の情報を、随時Eメールでお知らせさせていただいております。今後Eメールでの御案内の配信を希望されますか。	希望する	希望しない
--	------	-------

- (注) 1 広告掲載者の決定方法が、公募型指名競争入札の場合は、本申込を持って、当該入札に参加希望申出があったものとみなします。この場合、資格の審査を行い、当該入札への参加選定の可否を通知いたします。
- 2 広告付き物件の無償提供への応募の場合は、備考欄に提供可能数量を記入してください。
- 3 その他広告掲載取扱要領で指定する事項等を備考欄に記入してください。
- 4 添付書類が必要な場合は、広告事業のホームページで必要な書類を確認のうえ、この申込書とあわせて提出してください。なお、本市の他の広告事業に係る申込みにおいて、今回の申込日から過去1年以内に、当該書類を既に本市に提出しているときは、今回の申込みに係る添付書類の提出を免除します。
- 申込を行った広告媒体名()

京都市広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載（掲出を含む。以下同じ。）することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、本市の新たな財源を確保し、又は事業経費を節減し、もって地域経済活動の活性化及び本市財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 本市の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することをいう。
- (2) 広告媒体 土地、建物、物品その他の本市の財産のうち、広告を掲載するものをいう。
- (3) 局長等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局長（京都市局長等専決規定における専決事項として、本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関することが規定される担当局長を含む。）、会計室長、区長、消防局長、教育長、市会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び人事委員会事務局長をいう。

(基本的な考え方)

第3条 広告事業は、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないとともに、広告媒体の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号に掲げる広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (12) 人材募集の広告
- (13) 責任の所在が不明確な広告
- (14) その他本市の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

(優先して掲載する広告)

第5条 広告事業の実施に当たっては、価格競争により優れた条件を提示した民間事業者等の広告を掲載する。ただし、価格競争により難いときは、公共性及び地域性の高い広告を優先的に掲載する。

(広告の掲載基準)

第6条 前2条に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準は、別に定める。

(広告媒体等を特定して実施する事業)

第7条 局長等は、広告媒体、広告の規格、募集方法、予定価格、選定方法その他広告事業の実施について必要な事項を定め、広告事業を実施する。

(市民等の提案により実施する事業)

第8条 前条によるもののほか、行財政局財政担当局長は、広告媒体を定めることなく、本市の施設、印刷物等について、広告事業に係る提案を受け付ける市民等提案制度を実施することができる。

2 局長等は、前項の市民等提案制度において提案のあった本市の施設、印刷物等について広告事業を実施することができる。

(広告及び提案の審査)

第9条 局長等は、広告の掲載の適否及び前条第1項に規定する広告事業に係る提案の内容について疑義が生じたときは、次条に規定する京都市広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮る。

2 局長等は、審査委員会の審査結果を尊重しなければならない。

(審査委員会)

第10条 前条第1項の規定により、広告の掲載の適否及び第8条第1項に規定する広告事業に係る提案の内容を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は行財政局資産活用推進室長とし、委員は総合企画局市長公室広報課長、文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課長、文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター長及び都市計画局広告景観づくり推進室広告物企画課長とする。

3 委員長は、前項に規定するほか、必要に応じ委員長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

(会議)

第11条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第12条 審査委員会の庶務は、行財政局資産活用推進室において処理する。

(連絡調整)

第13条 広告事業を本市公営企業管理者等との相互の連絡調整の下円滑に実施するために、京都市広告事業連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

2 連絡調整会議に関する事項は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則 (19.7.9決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (21.3.31決定)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (23.4.1決定)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (26.4.1決定)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (26.7.31決定)

この要綱は、平成26年8月1日から実施する。

附 則 (27.4.1決定)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

京都市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、京都市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種及び事業者)

第2条 次に掲げる業種及び事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) 法律の定めのない医業類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入を行う事業者。ただし、通信販売に関しては、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するものを除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている事業者
- (10) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関与している事業者
- (11) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

(掲載しない広告の内容)

第3条 次に掲げる内容の広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
 - ア 法令により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、美化するもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

- エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 名誉き損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 選挙に関する広告
 - 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のある広告
 - 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教性のある広告
 - 宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 社会問題についての意見広告
 - ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
 - 個人又は法人の名称、所在地、連絡先のための周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
 - ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
 - ア 色彩又はデザイン等が景観と著しく相違するもの
 - イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
 - ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれのあるもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
 - ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 犯罪、ギャンブル等を肯定し助長するようなもの
 - ウ 暴力やわいせつ性を連想、想起させるもの
 - エ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- (12) 人材募集の広告
 - 職業安定法に規定する労働者の募集に係るもの
- (13) 責任の所在が不明確な広告
 - 客観的に見て責任の所在が明らかでないもの
- (14) その他本市の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告
 - ア 学校教育法に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
 - イ 喫煙を勧奨するもの
 - ウ 特定の業者に不利益を与えるもの

- エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの
- オ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- キ 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
- ク 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入などをうたったもの（特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断する事業者が掲載するものを除く。）
- ケ 投機、射幸心を著しくあおるもの
- コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- サ 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうおそれのあるもの
- シ 品位を損なう表現のもの
- ス 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
- セ その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

（優先して掲載する広告）

第4条 要綱第5条に規定する優先して掲載する広告は、次に掲げる事業者の広告とする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体に類するもの
公社、公団、事業団、政府関係機関、独立行政法人、国や地方公共団体と密接な関連をもって運営される公益法人等
- (2) 私企業のうちで公共性の高いもの
電力、都市ガス、運輸（鉄道、バス）、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合のほか、政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業
- (3) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等又は商店街、専門店街などの連合体
- (4) その他所管局長等が適当と認めるもの

（広告媒体による個別の基準）

第5条 局長等は、前3条に定めるほか、広告媒体の本来の目的、性質等に応じ、個別の広告掲載に関する基準を定めることができる。

附 則 （19.7.9 決定）

この基準は、決定の日から実施する。

附 則 （21.3.31 決定）

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 （26.3.31 決定）

この基準は、平成26年4月1日から実施する。